

◎郵便法及び民間事業者による信書の

送達に関する法律の一部を改正する

法律

(平成二十七年六月二二日法律第三八号)

一、提案理由(平成二十七年五月二六日・衆議院総務委員会)

○高市国務大臣 郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

郵便・信書便分野における規制の合理化を図るため、郵便及び信書便に関する料金の届け出手續を緩和するとともに、特定信書便業務の範囲を拡大し、特定信書便業務に係る信書便約款の認可手續を簡素化する必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、郵便に関する料金の届け出手續に関し、郵便事業の収入に与える影響が軽微な料金のうち総務省令で定める料金について、事前届け出制を改め、事後届け出制とするともに、一般信書便業務に関する料金の届け出手續に関し、あわせて手

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律

続の緩和を図ることとしております。

第二に、特定信書便業務の範囲に関し、大きさ及び料金の要件を見直し、長さ、幅及び厚さの合計が七十三センチメートルを超える信書便物を送達する信書便の業務及びその料金の額が八百円を下回らない範囲内において総務省令で定める額を超える信書便の業務を特定信書便業務とすることとしております。

第三に、総務大臣が標準信書便約款を定めて公示した場合において、特定信書便事業者が、標準信書便約款と同一の信書便約款を定めたときは、その信書便約款については、総務大臣による認可を受けたものとみなすことにより、特定信書便業務に係る信書便約款の認可手續を簡素化することとしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院総務委員長報告(平成二十七年五月二九日)

○榎屋敬悟君 ただいま議題となりました法律案につきまして

て、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、郵便・信書便分野における規制の合理化を図るため、郵便及び信書便に関する料金の届け出を緩和するとともに、特定信書便業務の範囲を拡大し、特定信書便業務に係る信書便約款の認可手続を簡素化しようとするものであります。

本案は、去る五月十五日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、本委員会に付託されました。

委員会におきましては、二十六日高市総務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。

昨二十八日、維新の党提出の利用者が無許可の事業者に信書の送達を委託することを禁止する条項を削除する修正案について趣旨の説明を聴取した後、本案及び修正案について質疑を行い、これを終局いたしました。

次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対して附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十七年五月二十八日)

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一 特定信書便業務の範囲については、今後の信書便事業の市場の活性化、利用者の利便性の向上、郵便事業への影響等を適宜検証し、必要に応じて見直しを行うこと。

二 郵便サービスに加え、貯金・保険といった金融のサービスも郵便局で一体的にユニバーサルサービスとして提供することを義務付けた郵政民営化法の趣旨に照らし、全国あまねく安定的にこれらのサービスを提供する責務を果たすことができるよう、効果的な施策を講ずること。

三 信書の制度に関する利用者の理解及び認識を深めるため、関係事業者等と連携し、適切な周知を図ること。

三、参議院総務委員長報告(平成二十七年六月五日)

○谷合正明君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、郵便・信書便分野における規制の合理化を図るため、郵便及び信書便に関する料金の届出手続を緩和するとともに、特定信書便業務の範囲を拡大し、特定信書便業務に係る信書便約款の認可手続を簡素化しようとするものであります。

委員会におきましては、今回の法改正による郵便事業への影響と今後のユニバーサルサービスの確保策、郵便局の活用による地方創生、信書の定義と制度の周知徹底の必要性、日本郵政及び金融二社の株式上場の在り方、日本郵政グループにおける適正な労働環境への配慮等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉良よし子委員より反対する旨の意見が述べられました。討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十七年六月四日)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、郵政民営化法の規定に基づき、日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社がユニバーサルサービスとして、郵便の役割、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役割並びに簡易に利用できる生命保険の役割が利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよ

- う、郵便局ネットワークを維持し、並びに、郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の実施に当たっては、その公益性及び地域性が十分に発揮されるよう、これらの責務の履行の確保を図るため、必要な支援及び環境整備を行うこと。
 - 二、郵政三事業において、サービスの公共性に鑑み、適正な雇用環境や健全な事業基盤が確保されるよう配慮すること。
 - 三、信書の制度に関する利用者の理解及び認識を深めるため、関係事業者等と連携し、適切な周知を図ること。
- 右決議する。